

○赤磐市ふるさと応援基金運用規則

平成29年3月16日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、赤磐市ふるさと応援基金条例（平成29年赤磐市条例第9号。以下「条例」という。）に定める基金の財源となる寄附金の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受入れ等)

第2条 条例第1条の目的達成のために寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、市長が別途定める赤磐市ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）申込書により受け付けるものとする。ただし、他の方法により寄附者の意向を確認することができる場合は、この限りでない。

3 市長は、寄附者からの寄附が次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附の申出を拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

(1) 公序良俗に反すると認められる場合

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に拒否又は返還が必要であると判断した場合

4 市長は、前項の規定による拒否又は返還をした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の使途)

第3条 寄附金の使途は、次に掲げる事業区分とする。

(1) 市政全般 赤磐市のまちづくりのための事業

(2) 自然保護 豊かな自然を守るための事業

(3) 教育振興 子どもたちの教育のための事業

(4) 福祉増進 医療・福祉の充実のための事業

(5) 産業振興 商業・工業・農業の発展のための事業

(6) 歴史保存 文化財・史跡を守るための事業

(7) 魅力発信 イベント・まちのPRのための事業

(8) スポーツ スポーツ・岡山シーガルズ等の支援のための事業

2 寄附者は、寄附金の使途を前項各号に掲げる事業区分から指定し、寄附することができる。

3 前項の規定による指定がないときは、市長が寄附金の使途を指定できるものとする。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は、10,000円以上とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(寄附者に対する対応)

第5条 市長は、寄附金を受け入れた時は、寄附者に対し寄附金受領証明書（様式第1号）を交付する。

- 2 市長は、亡失等により寄附者から寄附金受領証明書の再交付の申出があった場合には、再交付である旨を明記した上、寄附者に対し寄附金受領証明書を再交付するものとする。
- 3 市長は、赤磐市外に住所を有する寄附者に対し、特産品等を贈呈するものとする。ただし、寄附者が特産品等の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

(寄附金台帳の作成)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、赤磐市ふるさと応援寄附金台帳（様式第2号）を整備するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、寄附の実績及び寄附金の使途について、毎年1回公表するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。